

グリーンボンド発行に関するお知らせ

株式会社ジャックス(本部:東京都渋谷区、代表取締役社長:山﨑 徹、以下「ジャックス」) は、国内市場において、2回目となる公募形式によるグリーンボンド(無担保普通社債)※1 を発行することといたしましたので、お知らせいたします。

本グリーンボンドにより調達した資金は、太陽光発電設備※2及び蓄電池設備向けのローンに活用してまいります。本グリーンボンド発行に際し、ジャックスはグリーンファイナンス・フレームワーク(本フレームワーク)を策定し、適格性について株式会社日本格付研究所(JCR)から「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」※3の最上位評価である「Green 1(F)」の本評価を取得いたしました。また、本フレームワークに係る第三者評価の取得について、環境省の「令和3年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」※4の補助金交付対象となっております。

ジャックスは、クレジット事業を通じて環境に配慮した商品を積極的に推進しています。また、社会全体の環境保全・管理に努めるため、「ジャックスグループ環境基本規程」を定め、環境負荷の軽減や資源の節約等に配慮した企業活動の取り組みを行っています。そして、株主をはじめとしたお客様、お取引先、役職員、社会や環境などのあらゆるステークホルダーの信用と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、サステナビリティ経営を進めています。

今般のグリーンボンドの発行により、資金調達の多様化を進めるとともに、さらなる環境 商品の推進・サポートを行い、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

本グリーンボンドの概要(予定)

発	行	年	限	5年
発	行		額	100億円
発	行	時	期	2021年12月
主幹事証券会社			会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(Structuring Agent) みずほ証券株式会社 大和証券株式会社





- ※1. グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクト(環境改善効果がある事業であり、再生可能エネルギー事業、省エネ構築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など)に要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の使途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保された債券である。
- ※2. 太陽光発電設備には、設置に際して必要となるフェンス・遠隔管理システム等付属設備、屋根の補強・改修 等及び発電設備の設置に付随する家庭用自然冷媒ヒートポンプ給湯機・蓄電池等の取り付けを含みます。
- ※3.「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、国際資本市場協会(ICMA)が策定したグリーンボンド原則及びローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)、ローンシンジケーション・トレーディング協会(LSTA)が策定したグリーンローン原則並びに環境省が策定したグリーンボンドガイドライン、グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを受けた発行体又は借入人のグリーンボンド発行若しくはグリーンローン借入方針(グリーンファイナンス方針)に対する第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかを審査し、調達資金の使途(グリーンプロジェクトへの充当割合)を評価する「グリーン性評価」並びに発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。
- ※4. 環境省の「令和3年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする 企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものです。
 - (1) グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点で以下①又は②のいずれかに該当すること。 サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下①に該当し、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。
 - ①主に国内の脱炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等) 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内脱炭素化事業に充当されるまたはグリーン プロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
 - ②脱炭素化効果および地域活性化効果が高い事業
 - <脱炭素化効果>

国内のCO2 削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

- <地域活性化効果>
 - 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団 体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に 外部レビュー機関により確認されること。
- (3) 実際は環境改善効果がない、ネガティブな効果が環境改善効果と比べ過大である、または調達資金 が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する「グリーンウォッシュ」であるおそれが高いものに該当しないものであること。

以上

≪本件に関するお問い合わせ先≫

株式会社ジャックス

経営企画部 コーポレートコミュニケーション課(担当:穴田)

TEL:03-5448-1313/FAX:03-5448-9513

E-mail:rie_anada@jaccscard.co.jp

